

平成 年 月 日

保護者様

年組番 さん

長野県富士見高等学校長

## 学校感染症による出席停止のお知らせ

ご連絡をいただきました感染症【 】は、学校感染症またはその疑いがあります。病気の悪化予防及び他の生徒に感染させないため、学校保健安全法の規定により出席停止を指示します。なお、この期間は欠席扱いにはなりません。

ご家庭において医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

## 記

## 1 連絡

- ① 医師の診察を受け、出席停止の期間は医師の指示に従ってください。
- ② 医師から感染のおそれがなくなり登校許可がありましたら、再登校時に医師が記載した下記の「学校感染症治癒報告書」を学校に必ず提出してください。
- ③ 第3種「その他の感染症」については、医師より「感染の恐れがあるため学校を欠席するように」指示されたときは、本校における感染予防のため出席停止の措置をとります。医師から感染のおそれがなくなり登校許可がありましたら、再登校時に医師が記載した下記の「学校感染症治癒報告書」を学校に必ず提出してください。

キリトリセン

## 学校感染症治癒報告書

長野県富士見高等学校長 様

校長	教頭	保健室	担任

年 組 氏名

病 名

## 【出席停止期間】

平成 年 月 日 から平成 年 月 日

## 【登校可能日】

平成 年 月 日 より登校してさしつかえないことを認めます。

【記載日】 平成 年 月 日

【医師氏名】 \_\_\_\_\_

【医療機関名・住所】 \_\_\_\_\_

【学校において予防すべき感染症一覧】

分類	病気の種類	出席停止の期間
第1種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ ※重症急性呼吸器症候群は病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体がMER S コロナウイルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現時点でH5N1 及びH7N9	治癒するまで
第2種 感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過しかつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

(学校保健安全法施行規則より)